

チェコにおける問題点と要望

	区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可・ビザ取得・更新手続の困難・長期化	<p>・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り)。最近日本側でビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められることになったが、社会保障協定適用証明書の手続には時間がかかるため、ビザ申請時期が遅れる。</p> <p>(継続)</p> <p>・駐在員の労働許可申請、VISA及び社会保障協定の適用期間延長の取得・更新手続きが煩雑かつ時間を要する。また、帯同家族のVISAも取得・更新も同様な状況。</p> <p>(継続)</p> <p>・労働許可、ビザ申請に必要な準備書類が多すぎる。ビザ申請手続きが、長期化しており、申請から取得に至るまで3ヶ月以上を要する(6ヶ月ほど要するケースもある)。長期ビザ取得までのつなぎとなる、短期就労ビザの同時申請が不受理となっている。</p> <p>チェコ国内における外国人労働者の急激な増加に伴い、処理件数が増加しており、当局の処理能力不足が問題。</p> <p>発給までに要する期間は、年々長期化している。</p> <p>(変更)</p>	<p>・従来のように、社会保障協定適用証明書の提出を不要として頂きたい。</p> <p>・手続きの早期化をして頂きたい。</p>	・外国人滞在法
		日機輸			<p>・手続きの簡素化及び時間の短縮化。</p>		
		自動部品			<p>・手続きの簡素化、早期化を図って頂きたい。</p>		
		自動部品	(2)	労働者不足・賃金レベル高騰	<p>・政府主導による外国企業の積極的な誘致活動により、近隣地域における労働力不足が顕在化している。チェコ国内の失業率は2.9%(2019年12月)まで低下しており、労働力不足解消の為に、賃金up競争が不可欠な状況。</p> <p>また、政府により設定される最低賃金は、毎年約10%上昇。</p> <p>国家としては、失業率低下、所得上昇は歓迎される状況であるが、企業側としては経営が圧迫される要因。</p> <p>労働者不足への対応として、外国人の採用を推進しているが、今後も賃金上昇、物価上昇を歓迎するであろう政府が、逆に外国人を制限することも想定される。</p> <p>また、ドイツ等近隣諸国も東欧からの採用を拡大しており、チェコにおける労働者不足は深刻な状況が継続する。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p>	<p>・最低賃金上昇抑制を希望。</p> <p>・外国人受入(ビザ等)手続きの簡素化、早期化を希望。</p>	<p>・外国人滞在法</p> <p>・最低賃金法</p>
		自動部品	(3)	欠勤率増加懸念	<p>・病欠3日目までの病欠手当不支給制度が廃止され、病欠初日より、雇用者による手当補償が開始された。</p> <p>これにより、病欠欠勤率の増加が懸念され、日々の生産にも影響を及ぼすこととなる。</p>	<p>・労働者保護法制度の見直し。</p>	<p>・労働法</p>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。